

J R 東海労働組合関西地「申」第7号  
2019年8月27日

東海旅客鉄道株式会社  
新幹線鉄道事業本部関西支社  
支社長 松寄 道洋殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部  
執行委員長 畑野 浩孝

### 「私服添乗」に関する申し入れ

大阪第二運輸所では、新大阪駅～東京駅までの各駅間に於いて営業科管理者等による業務中及び通勤途上での私服添乗が行われている。

しかし、現場管理者が新幹線乗務員への指導等を行うために添乗するのは、制服にて添乗するのが所定であると考え。また、公共性の高い新幹線車内に於いて私服添乗は、乗務員を労働監視するためだけの添乗といえる。

よって下記の通り申し入れるので、早急に労使協議の場を設定すること。

### 記

1. 新幹線乗務員への現場管理者による「添乗」の目的を明らかにすること。
2. 新幹線各運輸職場では、営業科管理者による添乗は、制服でなく私服での添乗を行っているが、その目的を明らかにすること。また、私服の添乗が出来る根拠となる規程は何か明らかにすること。
3. 8月11日、京都駅下りホームで、大阪第二運輸所の営業科森総括助役が、駅係員に話し掛けていたが、労働時間であるか否かを明らかにすること。
4. 3項における、森総括助役の行為は駅係員の列車監視及び、ホーム監視の妨害にあたらぬのか、会社の見解を明らかにすること。
5. 3項における、森総括助役の立ち振舞いは、両手を腰に当てた姿勢で話し掛けていた。乗務員を指導する立場としてふさわしくない姿勢であると考え。会社の見解を明らかにすること。

6. 6月26日、691A列車に於いて、営業科秋山助役が米原駅～新大阪駅間の通勤途上で乗務員への指導を行った。通勤途上での乗務員への指導が労働時間であるか否か、東海労組合員が秋山助役に確認したところ労働時間である旨の返答があった。会社の見解を明らかにすること。
7. 東野営業科長は出張移動時に組合員に対して注意・指摘した事象があったが移動時は労働時間となるのか。
8. 添乗する場合には、乗務員に対して「所属・職名・氏名」及び「添乗区間」を伝えるなど、添乗に相応しい行動を取ること。
9. 公共性の高い鉄道輸送事業において、管理者による私服添乗は、安全最優先に逆行するものであり、その目的からして、私服添乗は止めるべきである。会社の見解を明らかにすること。

以上